

平成22年（行ウ）第2号  
原告 奥村悦夫 外6名  
被告 今治市 外5名

## 準備書面（25）

2011年 10月 20日

松山地方裁判所 御中

### 被告準備書面(2)への反論

本件採択が、違法である主たる理由は、採択の適正手続きに反すこと等であり、原告らの思想、信条に反する教科書であるということだけでなく、子どもたちにとって、適切な教科書でないということである。

#### 1. 適正手続きに違反する本件採択は、扶桑社版と国語教科書である

被告らは、準備書面（2）2頁の「第3 単に原告らの思想、信条を述べているだけにすぎない」として、縷々述べているが、ここでも、原告らの主張を恣意的にか、事実誤認し、扶桑社版教科書（主として歴史教科書）の採択を違法な採択として主張しているかのように述べている。訴状8頁に明確に示しているように、「三省堂版国語1年」「三省堂版国語2年」「三省堂版国語1年教師用指導書」「三省堂版国語2年教師用指導書」の購入費用を取りあげている。その理油は、採択協議会の答申に反し、被告今治市教委が、同教科書を採択したからである。同採択が、違法であるのは、これまで縷々述べてきたように、採択における適正手続きに反するからである。

つまり、被告らは、準備書面（2）2頁の「第3 単に原告らの思想、信条を述べているだけにすぎない」との主張は、事実誤認のみならず、被告らの都合良く恣意的に原告らの主張を歪曲するというこれまでも何度もくり返してきた、破廉恥な行為と言うほかなく。失当である。

なお、被告準備書面（２）２頁の下段から１０行目に、「歴史の見方は百人百様で・・・これを一定の思想、信条により、偏った見方での歴史に基づいて、批判される謂われはない。」については、別途詳細に反論する。

しかし、これまでの原告準備書面（１６）及び証拠甲３６号証の高嶋伸欣琉球大学名誉教授の意見書をはじめ原告らの準備書面で、縷々歴史的事実と歴史科学の定説に基づき、本件扶桑社版歴史教科書の問題を示しているとおりである。また、一方、相手方今治市教育委員会の各委員らは、委員らの独自の思想、信条により、偏った見方での歴史観で、同教科書への評価を述べているだけに過ぎず、さらには、同評価ないし推薦理由は、「今治市教科書採択基本方針」にさえ、則っていないこと、つまり、「今治市教科書採択基本方針」や「学習指導要領」のほんの一部分を恣意的に取り出し強調するという、委員らの恣意的な私的な好みを述べて、そのうえで、採択していることを立証しているとおりである。

つまり、「思想、信条により、偏った見方での歴史に基づいて、批判される謂われはない。」との被告らの主張は、まったく事実に基づかず、理由のない主張であり、失当と言うはかない。

以上